

愛知県吹奏楽コンクール・コンクール実施についての補足事項

～全日本吹奏楽コンクール規定との兼ね合いについて～

愛知県吹奏楽連盟

平成25年5月28日確認

1. 課題曲における楽器の持ち替え・編成について

- (1) 東海吹奏楽コンクール・全日本吹奏楽コンクールは、全日本吹奏楽コンクール規定によって行われますが、愛知県吹奏楽コンクール（地区大会・県大会）は、「愛知県吹奏楽コンクール実施規定」に則って行います。
- (2) 愛知県吹奏楽コンクール実施規定第15条の規定に従って、課題曲の演奏をお願いします。

愛知県吹奏楽コンクール実施規定

第15条

自由曲は木管楽器、金管楽器、打楽器（擬音楽器を含む）その他スコアに指定された楽器とする。電子楽器は、その使用を認めない。

課題曲はスコアに指定された編成を尊重すること。

- ① 編成を変えて演奏する、指定楽器以外の楽器で演奏することを禁止しません。
- ② ハーモニー構成を変えずに、音（音程・音域）を変えて演奏をすることについても禁止しません。

※ハーモニー構成を変えた場合は、失格の対象となる場合があります。

- ③ ①および②の理由によって、減点・失格になることはありません。

- (3) 東海吹奏楽コンクール・全日本吹奏楽コンクールで課題曲を演奏する団体は、東海吹奏楽コンクール以降は、全日本吹奏楽コンクール実施規定に従って演奏をしてください。

全日本吹奏楽コンクール実施規定

第11条

- (1) 課題曲はスコアに指定された編成とする。

自由曲の編成は木管楽器、金管楽器、打楽器（擬音楽器を含む）とする。ただし、コントラバス・ピアノ・チェレスタ・ハーブの使用は認める。

- (2) 編成人数に満たない場合（課題曲で指定されているパートに欠員が生じている状態）は、その課題曲で指定された楽器内であれば代用することを認めます。

第12条

出場団体は課題曲および自由曲を演奏して審査を受けるものとする。なお、課題曲のスコアに記譜された音・音域を変えて演奏することは認めない。もし、当日あるいは事後にこのことが判明した場合は、失格とする場合がある。

2. 指揮者の規定について

- (1) 東海吹奏楽コンクール・全日本吹奏楽コンクールでは、「一人の指揮者が同一部門で指揮できるのは一団体までとする」規定が本年度より適用されます。
- (2) 愛知県吹奏楽コンクール（地区大会・県大会）ではこの規定を入れておりませんので、「一人の指揮者が同一部門で二団体以上を指揮しても良い」こととなります。
- (3) この規定については、今後の全国・東海・愛知の状況を踏まえ、変更されることも十分に考えられることを御承知おきください。